

薩摩川内市自治基本条例の概要について

*** 目 次 ***

1	自治基本条例とは	1
2	薩摩川内市自治基本条例が求められる理由	1
	条例制定の背景	1
	条例制定の目的	2
	条例制定の効果	2
3	薩摩川内市がめざすまちづくりとは	3
4	スケジュールについて	3
5	まちづくり意見交換会等実施状況	4
	参加人数等	4
	主な意見【速報】	6
6	他市の制定状況	10

1 自治基本条例とは

薩摩川内市がどんな考えで、どんなまちづくりを行っていくか、それに市民がどう関わっていくのか、それを明らかにする条例です。

市民と市がお互いの立場を尊重し、共に力を合わせて住みやすいまち、活力のある地域社会をつくっていくための大切な仕組みを定めるものであり、薩摩川内市の最高規範として位置づけます。

まちづくり・・・従来考えられていた道路や公園の整備などハード面だけでなく、地域の特性を生かした個性的で魅力ある地域づくり、活力と潤いのある地域社会を実現するために行われるソフト面も含んだ公共的な活動のこと

【参 考】

市民憲章・・・「明るく豊かなまちをつくる」というまちづくりの目標とわたしたちの行動規範を述べたもの。

総合計画・・・薩摩川内市が10年後どのような「まち」になっているのか、その内容を規定したもの。

2 薩摩川内市自治基本条例が求められる理由

条例制定の背景

自治基本条例が制定されるようになった背景として、以下のことが考えられます。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降、さまざまな災害の復旧作業の現場で、多くのNPOやボランティアが活躍するようになり、公共サービスの担い手が増えてきています。また、市民のライフスタイルが多様化するのかで、すべての公共サービスを行政が一手に引き受け、公平・平等に行うことが難しくなってきました。

平成12年3月までは、自治体の独自の権限というのは限られていて、その仕事の大半は、国からの委託がほとんどでした。しかし、4月に地方分権一括法が施行され、自治体は地方の特性を生かした独自の政策を展開できるようになりました（＝地方分権）

少子高齢化を迎えて、日本の人口は総体的に減少しています。そうなる、今後の薩摩川内市を支える人口も減少することが当然予測され、職員数も減ります。今と同じサービスを少ない職員で市民の皆さんに提供するには、今のうちから民間感覚を取り入れた市政経営というのが大事になってきています。

条例制定の目的

の ～ の時代の流れを受けて、今後は、市民の皆さん、NPOなどを抜きにまちづくりに取り組むことは不可能です。そこで、市民と市の協働、市政への参画をきちんと整理した条例の存在が必要となっています。これからの自治体は、的確な市民ニーズの把握、円滑で効率的な自治体経営を行う必要があります。

これらのことを踏まえ、まちづくりに関する基本的な事項を定め、まちづくりの主体として市民の権利と責務及び市の責務を明らかにし、住民自治による自立した地域社会の実現に向け、薩摩川内市自治基本条例を制定することとします。

【薩摩川内市自治基本条例で制定すること】

薩摩川内市の基本的な特性と地域づくり（＝まちづくり）の方向性

存在意識・主体性の明確化

地域社会の公益の増進に向けた市政経営の仕組み

自主的な組織と運営

市民自らの主体的な意思決定による地域づくり（＝まちづくり）

自己決定と自己責任

条例制定の効果

市民と市の協働、市政への市民参画の推進

「今後は、市民の皆さんと一緒に政策を実行していきます。そのために、市は参画の機会をきちんと設けます。だから市民の皆さんは、その仕組みに沿って市政に参画しましょう。市はその意見をできる限り保障します。」という仕組みを文章に表すことによって、市民の皆さんも市も協働の推進を念頭においてまちづくりを進めることになり、市民参画も進んでいくと考えます。

基本的な市政経営の基本方針の継続

今後、首長あるいは議会の構成が変わっても本条例で市政経営の基本ルールを文章として表すことによって、継続的に「市民と市で協働のまちづくり」に取り組むことができるようになると考えます。

市職員の意識改革

本条例では、市民の皆さんときちんと協働を図って事務を遂行するよう、職員に様々な努力規定を設けています。そうすることにより、説明責任や分かりやすい情報提供、自己の能力開発など常に職員は意識して今後行動しなければなりません。このことは、職員の能力向上にも繋がります、また意識改革にもつながると考えます。

3 薩摩川内市がめざすまちづくりとは

自治基本条例では、「情報共有」「協働」「参画」を3本の柱として、まちづくりの推進にあたることを明記します。

情報共有	市が持っているまちづくりに関する情報を市民の皆さんと市で共有する。
協働	市民の皆さんと市がそれぞれの権利と責務の下で、共通の目標に向かって対等の立場で協力しあう。
参画	市民の皆さんが政策決定の場に加わり、自らの意思と責任を持って課題を解決する。

自治基本条例では、今までの薩摩川内市が取り組んできたことや実践してきたことをルールとして定めます。

例えば、「地区コミュニティ協議会制度」は、現在きちんとその存在を位置付けた条例はありません。そこで、今回自治基本条例に盛り込むことによって、その存在をきちんと認識し、市民の皆さんと市で地区を盛り上げ、活動を支援していくことを考えています。

「まちづくり」を通して、子どもや孫の代、その先の代まで「薩摩川内市にずっと住み続けたい」と思ってもらえるような、明るく豊かな「まち」を創ることを目標にしています。

4 スケジュールについて

	平成19年度								平成20年度							
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
市	庁内検討組織設置(5月~) 骨子検討・作成 意見集約 原案作成 総合計 画審議会諮問・答申 議案上程															平成 20年 10月 12日 施行 予定
市民	48地区意見交換会 パブリックコメント 条例原案 パブリックコメント 女性50人委員会・市政モニターアンケート 3/10 広報紙 特集記事掲載															
議会	概要説明 骨子説明 経過報告 経過報告 議案審議 2/15 議員研修会															

5 まちづくり意見交換会等実施状況

参加人数等

平成１９年９月に決定した薩摩川内市自治基本条例（仮称）骨子を示しながら，現在の市政に関し市民がどのように感じているのか，協働・参画の道筋はできているのか等，市民のまちづくりに対する意見を聴き原案の参考にするため，市内４８地区コミを対象にまちづくり意見交換会を実施しました。また，まちづくり団体を中心に出席講座，併せてパブリックコメントも実施しました。

まちづくり意見交換会				
地域		地区	実施日	参加人数
川内	1	川内地区	11月19日（月）	119
	2	平佐西	11月25日（日）	15
	3	滄浪地区	11月25日（日）	13
	4	水引地区	11月26日（月）	11
	5	隈之城地区	11月26日（月）	36
	6	平佐東地区	11月26日（月）	31
	7	永利地区	11月27日（火）	30
	8	高来地区	11月27日（火）	11
	9	寄田地区	11月29日（木）	10
	10	湯田地区	12月2日（日）	27
	11	峰山地区	12月15日（土）	46
	12	育英地区	1月12日（土）	53
	13	八幡地区	1月12日（土）	33
	14	吉川地区	1月14日（月）	18
	15	城上地区	1月14日（月）	47
	16	西方地区	1月15日（火）	14
	17	陽成地区	1月16日（水）	32
	18	亀山地区	1月16日（水）	35
	19	可愛地区	2月1日（金）	28
樋脇	20	樋脇地区	11月19日（月）	15
	21	倉野地区	11月22日（木）	12
	22	野下地区	1月18日（金）	37
	23	藤本地区	1月20日（日）	33
	24	市比野地区	1月23日（水）	41
入来	25	清色地区	1月21日（月）	30
	26	大馬越地区	1月27日（日）	22
	27	八重地区	1月27日（日）	20
	28	朝陽地区	1月28日（月）	27
	29	副田地区	1月29日（火）	24
東郷	30	山田地区	1月13日（日）	23
	31	藤川地区	1月19日（土）	19
	32	斧淵地区	1月21日（月）	28
	33	南瀬地区	1月22日（火）	40
	34	鳥丸地区	1月24日（木）	29
祁答院	35	轟地区	1月22日（火）	29
	36	黒木地区	1月24日（木）	56
	37	上手地区	1月28日（月）	23

	3 8	大村地区	1 月 2 9 日 (火)	5 5
	3 9	蘭牟田地区	1 月 3 1 日 (木)	4 2
里	4 0	里地区	1 月 1 9 日 (土)	5 0
上甌	4 1	上甌地区	1 月 1 9 日 (土)	3 2
下甌	4 2	西山地区	1 1 月 3 0 日 (金)	2 4
	4 3	手打地区	1 1 月 3 0 日 (金)	2 9
	4 4	長浜地区	1 2 月 1 日 (土)	1 1
	4 5	青瀬地区	1 2 月 1 日 (土)	1 3
	4 6	子岳地区	1 2 月 1 日 (土)	2 8
	4 7	内川内地区	1 2 月 2 日 (日)	2 2
鹿島	4 8	鹿島地区	1 月 2 0 日 (日)	4 0
小 計		4 8 会場		1 , 4 6 3
出前講座				
	団体名		実施日	参加人数
1	可愛地区老連会		1 2 月 2 0 日 (水)	3 2
2	まちづくり研究会		1 月 1 5 日 (火)	1 0
3	隈之城地区コミュニティ協議会		1 月 1 9 日 (土)	4 5
4	ウーマン創 ing		1 月 2 5 日 (金)	1 3
小 計		4 会場		1 0 0
合 計				1 , 5 6 3

パブリックコメント	
実施期間	平成 1 9 年 1 2 月 1 日 ~ 平成 2 0 年 2 月 6 日
意見者数	1 6 人
意見数	6 3 意見 (5 7 項目)
	自治基本条例に関すること 3 2 意見 (2 7 項目)
	まちづくり全般に関すること 3 1 意見 (3 0 項目)

主な意見等【速報】

まちづくり意見交換会

４８会場で出た主な意見をまとめると下記のとおりである。延べ意見数は、５７８意見、類似意見をまとめた項目数では２７６項目に上りました。

なお、出された意見については、今後、庁内に公表し、課題の情報共有を図る予定です。

市民への周知は、３月１０日号の「広報 薩摩川内」にて、意見交換会の開催状況、主な意見の公表、今後の計画等を掲載します。

	区分	項目数	主な意見
自治基本条例に関する事	条 例 全 般	４０	○ 住民の声が届く条例をつくって欲しい。 ○ 基本条例の原案を最終的に示して欲しい。 ○ 市民の意見・要望をきちんと聞き把握した上で制定を目指すべきである。 ○ 人の心をどのように育てていくかが肝要である。 ○ 「協働・参画」は素晴らしいものであるが、一部の意識の高い人だけの条例とならないか心配。
	まちづくりの主体	２３	○ 事業者の責務を具体的に拘束力のあるものとして欲しい。 ○ 地域貢献に対する職員の意識改革が大事だ。 ○ 市民の育成と職員の育成が必要である。 ○ 合併して窓口職員の対応がよくなった。
	情報共有・協働・参画	５１	○ 広報紙の記事の範囲が広すぎて、必要な情報を選択するのに苦労する。 ○ 市の動き、役割が市民に伝わってこない。 ○ 市から提供される情報は大雑把過ぎて市民に理解できない。 ○ 「協働」の名の下に市民に責任転嫁をするような条例であってはいけない。 ○ 市へ要望したものは、できないことも含めきちんと回答してもらいたい。 ○ このような意見交換の場は大切であり、今後も継続してもらいたい。 ○ 審議会に地域の声を代表した人が参加できるようにすべき。 ○ この条例が制定されることによって、ますます住民に負担がかかるのではと不安である。協働の内容についてきちんと線引きすべき。

	コミュニティ	29	○ 他の地区コミ活動を知って，地区間で連携を図りたい。 ○ 地区コミが市の下請け機関とならないようにすべき。 ○ 地区の活動を活発にすればするほど，住民の負担が増えることが考えられるので，市としてもきちんと支援をして欲しい。 ○ 地域活動の支援に関して，もう少し具体的に条例に規定すべき ○ 補助金制度の額，使途含め見直しをするべき。 ○ 企画する段階で職員の支援が欲しい。 ○ 基本条例の中に自治会の位置づけも規定してすべき。 ○ 自治会加入を基本条例に加えるべき。
	市政経営	18	○ 手続相談や苦情受付など相談窓口の一本化を図って欲しい。 ○ 本庁だけに権限を集中しないで，支所の機能をきちんと残して欲しい。 ○ 負債額800億円を超えていると広報紙に掲載されていたが，市はこのことを認識し事務改善に乗り出すべきである。
合 計		161項目	

意見数	578意見（276項目）		
	自治基本条例に関すること	380意見（161項目）	
	まちづくり全般に関すること	198意見（115項目）	

【今後の意見の取り扱い】

自治基本条例に関すること	原案をつくる際に考慮
まちづくり全般に関すること	市長を座長とする市の意思決定機関である経営会議の下部組織「地域再生部会」で具体的に取り扱いを検討

パブリックコメントで出された意見

項目	意見内容
条例の制定に関して	意見交換会で出された意見が，どうなったのか，どうなっていくのかが見えるようにしてほしい。
	基本条例決定までの手続とスケジュールを明らかにし，意見交換会の主要意見とそれに対する市当局の見解を市広報を通じ，開示してほしい。

	地区コミュニティ協議会制度は，地域で出来ることは地域に任すという素晴らしいシステムづくりだと考えるので，この考えを大前提に基本条例は策定していただきたい。		
前文	「まちづくりの主体」の「主体」とは何か。市民がまち（市）の主体（主権）であることを明確にすべき。		
	全市民が参画できるように，「子と孫が笑顔で暮らすまちづくり」をテーマにするべき。		
1 総則			
	(2) 定義	「市民」に事業者は含まれるのか。	
		広範な市民の「参画」「協働」を得るために，「市民公益活動」やそれらの団体とのかわりを定める項を設け定義すべき	
		「協働」は，「共生・協働」に修正する。	
	(3) まちづくりの基本理念	「市民と市と一体となって」とは具体的にどのようなことか。「市民と市の対等で信頼にもとづくパートナーシップによる「協働」」とうたった方がわかりやすすくないか。	
(4) この条例の位置づけ	「この条例との整合を図る」とあるが，地方自治体の最高の議決機関である議会の決定とは，どのように整合が図られるのか。		
2 まちづくりの主体			
	(1) 市民の権利と責務	「市民活動を展開するよう努めます。」の後に，「そのために市民は，所在の自治会へ加入します。」を追加する。	
	(2) 事業者の責務	「発展に寄与するよう努めます。」の後に，「そのために事業者は，所在の自治会へ加入します。」を追加する。	
		「事業者」とは，何者を指すのか。	
	(4) 市の執行機関の責務	「監査委員」「固定資産評価委員会」を追記すべき。	
		「市長と同じ責務を負い」とあるが，市長は市政経営の最高責任者であって，それぞれの執行機関は，法で示された事務の範囲を逸脱することは許されず，また市長も他の執行機関に関与することは許されない，互いに独立した権威・権限であるはずなので，相互に協力し合う性格の事務は存在しないと思われる。	
	【主体の追加】	「市議会の責務」を追加。	
「市議会議員の役割」について追加する。			
「市議会議員は 20 名程度で，市政の行く末を研究，諮問する立場として存在する」ということを役割として認識したら全国へ発信できる。			
4 協働と参画			
	(2) 市民参画の保障	を削除する。	

5	公正及び信頼の確保		「5 公正及び信頼の確保」の方法として、パブリックコメント・ふれあい市民会議・出前講座など具体例を挙げているが、どれだけの市民の意見が徴収できるのか、どれだけの市民が参加しているのか、疑問である。
	(3) 対話の場の設置		広く市民の意見を聞くために開催する方法として、公聴会，説明会，フォーラム又はシンポジウムなど市民参加の手続を定め，多様なかたちで市民との対話，意見交換ができるようすべき。
			対話の場の設置を充実させて欲しい。
	(4) 審議会等への参加		審議会の会議は，「原則として公開」を追加すべき
6 地区コミュニティ協議会			
	(1) 地区コミュニティ協議会		「地区コミュニティ協議会を設置することができます。」を「設置します」に修正する。
			「自治会およびその他の組織」の後に「並びに市，市議会と連携しながら」を追加する。
7 市政経営			
	【項目の追加】		「住民投票の実施」を追加する。
			「市長は，住民投票の結果を尊重する」を「住民投票の実施」の後に追加する。
意見数	6 3 意見（5 7 項目）		
	自治基本条例に関すること 3 2 意見（2 7 項目） まちづくり全般に関すること 3 1 意見（3 0 項目）		

【今後の意見の取り扱い】

自治基本条例に関すること

原案をつくる際に考慮し，市の意見をつけて公表

まちづくり全般に関すること

市長を座長とする市の意思決定機関である経営会議の下部組織「地域再生部会」で具体的に取り扱いを検討

6 他市の制定状況(平成19年4月1日現在)

自治基本条例タイプ

住民自治に関する基本原則的な事項を規定・他の条例に対し最高規範性を持つ

	自治体名	都道府県	条例名称	施行日
1		兵庫県	まちづくり基本条例	平成11年9月17日
2	二セコ町	北海道	まちづくり基本条例	平成13年4月1日
3	宝塚市	兵庫県	まちづくり基本条例	平成14年4月1日
4	生野町	兵庫県	まちづくり基本条例	平成14年6月1日
5		北海道	行政基本条例	平成14年10月18日
6	清瀬市	東京都	まちづくり基本条例	平成15年4月1日
7	羽咋市	石川県	まちづくり基本条例	平成15年4月1日
8	会津坂下市	福島県	まちづくり基本条例	平成15年4月1日
9	鳩山町	埼玉県	まちづくり基本条例	平成15年4月1日
10	菊池市	熊本県	まちづくり基本条例	平成15年4月1日
11	甲良町	滋賀県	まちづくり基本条例	平成15年4月1日
12	杉並区	東京都	自治基本条例	平成15年5月1日
13	浜北市	静岡県	市民基本条例	平成15年7月1日
14	吉川町	新潟県	まちづくり基本条例	平成15年10月1日
15	伊丹市	兵庫県	まちづくり基本条例	平成15年10月1日
16	柏崎市	新潟県	市民参加のまちづくり基本条例	平成15年10月1日
17	東海市	愛知県	まちづくり基本条例	平成15年12月22日
18	大佐町	岡山県	まちづくり基本条例	平成16年2月11日
19	富士見市	埼玉県	自治基本条例	平成16年4月1日
20	南河内町	栃木県	まちづくり基本条例	平成16年4月1日
21	小杉町	富山県	まちづくり基本条例	平成16年4月1日
22	川西町	山形県	まちづくり基本条例	平成16年6月23日
23	大平町	栃木県	自治基本条例	平成16年7月1日
24	五戸町	青森県	まちづくり基本条例	平成16年7月1日
25	西郷町	島根県	まちづくり基本条例	平成16年7月1日
26	多摩市	東京都	自治基本条例	平成16年8月1日
27	関川村	新潟県	むらづくり基本条例	平成16年8月1日
28	愛川町	神奈川県	自治基本条例	平成16年9月1日
29	草加市	埼玉県	みんなでまちづくり自治基本条例	平成16年10月1日
30	伊賀市	三重県	自治基本条例	平成16年12月24日

31	九重町	大分県	まちづくり基本条例	平成 17 年 2 月 1 日
32	越前市	福井県	自治基本条例	平成 17 年 10 月 1 日
33	久喜市	埼玉県	自治基本条例	平成 17 年 3 月 1 日
34	遠軽町	北海道	まちづくり自治基本条例	平成 17 年 3 月 25 日
35	新見市	岡山県	まちづくり基本条例	平成 17 年 3 月 31 日
36	川崎市	神奈川県	自治基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
37	文京区	東京都	「文の京」自治基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
38	知立市	愛知県	まちづくり基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
39	大和市	神奈川県	自治基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
40	足立区	東京都	自治基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
41	奈井江町	北海道	まちづくり自治基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
42	八戸市	青森県	協働のまちづくり基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
43	原町市	福島県	まちづくり基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
44	中野区	東京都	自治基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
45	静岡市	静岡県	自治基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
46	さぬき市	香川県	まちづくり基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
47	秩父市	埼玉県	まちづくり基本条例	平成 17 年 5 月 24 日
48	岸和田市	大阪府	自治基本条例	平成 17 年 8 月 1 日
49	四日市市	三重県	市民自治基本条例（理念条例）	平成 17 年 9 月 1 日
50	三春町	福島県	町民自治基本条例	平成 17 年 10 月 1 日
51	豊田市	愛知県	まちづくり基本条例	平成 17 年 10 月 1 日
52	善通寺市	香川県	自治基本条例	平成 17 年 10 月 1 日
53	苫前町	北海道	まちづくり基本条例	平成 17 年 10 月 1 日
54	登別市	北海道	まちづくり基本条例	平成 17 年 12 月 21 日
55	名張市	三重県	自治基本条例	平成 18 年 1 月 1 日
56	三鷹市	東京都	自治基本条例	平成 18 年 4 月 1 日
57	清水町	北海道	まちづくり基本条例	平成 18 年 4 月 1 日
58	芳賀町	栃木県	まちづくり基本条例	平成 18 年 4 月 1 日
59	太田市	群馬県	まちづくり基本条例	平成 18 年 4 月 1 日
60	遠別町	北海道	自治基本条例	平成 18 年 4 月 1 日
61	三次市	広島県	まち・ゆめ基本条例	平成 18 年 4 月 1 日
62	池田市	大阪府	みんなでつくるまちの基本条例	平成 18 年 4 月 1 日
63	長井市	山形県	まちづくり基本条例	平成 18 年 4 月 1 日
64	三島町	福島県	まちづくり基本条例	平成 18 年 4 月 1 日
65	大東市	大阪府	自治基本条例	平成 18 年 4 月 1 日

66	前原市	福岡県	市民協働まちづくり推進条例	平成 18 年 4 月 1 日
67	加賀市	石川県	まちづくり基本条例	平成 18 年 4 月 1 日
68	八尾市	大阪府	市民参画と協働のまちづくり基本条例	平成 18 年 6 月 1 日
69	米原市	滋賀県	自治基本条例	平成 18 年 9 月 1 日
70	丸亀市	香川県	自治基本条例	平成 18 年 10 月 1 日
71	篠山市	兵庫県	自治基本条例	平成 18 年 10 月 1 日
72	音更市	北海道	まちづくり基本条例	平成 18 年 10 月 1 日
73	平塚市	神奈川県	自治基本条例	平成 18 年 10 月 1 日
74	吹田市	大阪府	自治基本条例	平成 19 年 1 月 1 日
75	白老町	北海道	自治基本条例	平成 19 年 1 月 1 日
76	多治見市	岐阜県	市政基本条例	平成 19 年 1 月 1 日
77	下川町	北海道	自治基本条例	平成 19 年 4 月 1 日
78	玉村町	群馬県	自治基本条例	平成 19 年 4 月 1 日
79	飯田市	長野県	自治基本条例	平成 19 年 4 月 1 日
80	札幌市	北海道	自治基本条例	平成 19 年 4 月 1 日
81	苫小牧市	北海道	自治基本条例	平成 19 年 4 月 1 日
82	留萌市	北海道	自治基本条例	平成 19 年 4 月 1 日
83	寒川町	神奈川県	自治基本条例	平成 19 年 4 月 1 日
84	柏原市	大阪府	まちづくり基本条例	平成 19 年 4 月 1 日
85	帯広市	北海道	まちづくり基本条例	平成 19 年 4 月 1 日
86	稚内市	北海道	自治基本条例	平成 19 年 4 月 1 日

理念条例タイプ

理念的な部分を特化したもの

	自治体名	都道府県	条例名称	施行日
1	川口市	埼玉県	まちづくり基本条例	昭和 62 年 9 月 22 日
2	箕面市	大阪府	まちづくり理念条例	平成 9 年 4 月 1 日
3	猿払村	北海道	まちづくり理念条例	平成 13 年 4 月 1 日
4	志木市	埼玉県	市政運営基本条例	平成 13 年 10 月 1 日
5	矢掛町	岡山県	まちづくり基本条例	平成 17 年 4 月 1 日
6	厚木市	神奈川県	厚木市まちづくり理念条例	平成 15 年 10 月 1 日
7	矢祭町	福島県	自治基本条例	平成 18 年 1 月 1 日

住民参加条例タイプ

行政活動への市民参加に焦点を絞ったもの

	自治体名	都道府県	条例名称	施行日
	箕面市	大阪府	市民参加条例	平成 9 年 4 月 1 日
	猿払村	北海道	村民参加条例	平成 13 年 4 月 1 日
	宝塚市	兵庫県	市民参加条例	平成 14 年 4 月 1 日
1	石狩市	北海道	行政活動への市民参加の推進に関する条例	平成 14 年 4 月 1 日
2	西東京市	東京都	市民参加条例	平成 14 年 10 月 1 日
3	旭川市	北海道	市民参加推進条例	平成 15 年 4 月 1 日
4	高知市	高知県	市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例	平成 15 年 4 月 1 日
5	狛江市	東京都	市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	平成 15 年 4 月 1 日
6	高森町	長野県	町民参加条例	平成 15 年 4 月 1 日
7	鳥取市	鳥取県	市民参画と市民活動の推進に関する条例	平成 15 年 4 月 1 日
8	鹿児島市	鹿児島県	市民参画を推進する条例	平成 15 年 6 月 1 日
9	京都市	京都府	市民参加推進条例	平成 15 年 8 月 1 日
10	茅野市	長野県	パートナーシップのまちづくり基本条例	平成 15 年 12 月 25 日
11	和光市	埼玉県	市民参加条例	平成 16 年 1 月 1 日
12	宮代町	埼玉県	市民参加条例	平成 16 年 4 月 1 日
13	入間市	埼玉県	元気な入間まちづくり条例	平成 16 年 4 月 1 日
14	芽室町	北海道	まちづくり参加条例	平成 16 年 5 月 1 日
15	相生市	兵庫県	市民参加条例	平成 16 年 7 月 1 日
16	浦安市	千葉県	市民参加推進条例	平成 16 年 10 月 1 日
17	岡谷市	長野県	市民総参加のまちづくり基本条例	平成 16 年 10 月 6 日
18	白井市	千葉県	市民参加条例	平成 16 年 11 月 1 日
19	下関市	山口県	市民協働参画条例	平成 17 年 2 月 13 日
20	清里町	北海道	まちづくり参加条例	平成 17 年 3 月 25 日
21	金沢市	石川県	市民参加及び協働の推進に関する条例	平成 17 年 4 月 1 日
22	吉川市	埼玉県	市民参画条例	平成 17 年 4 月 1 日
23	富良野市	北海道	情報共有と市民参加のルール条例	平成 17 年 7 月 1 日

24	海老名市	神奈川県	市民参加条例	平成 17 年 10 月 3 日
25	宗像市	福岡県	市民参画，協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例	平成 18 年 1 月 1 日
26	伊勢崎市	群馬県	市民参加条例	平成 18 年 4 月 1 日
27	逗子市	神奈川県	市民参加条例	平成 18 年 4 月 1 日
28	坂戸市	埼玉県	市民参加条例	平成 18 年 7 月 1 日